

# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年7月16日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

## 1. 業務概要

施設名	川崎市中心部身体障害者福祉会館
指定期間	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者への助言・指導、相談業務</li> <li>・ボランティアの育成及び援助</li> <li>・地域福祉活動を進めるための行事・講習会等の実施</li> <li>・障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供</li> <li>・障害者デイサービス事業の運営</li> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> </ul>
指定管理者	名称：公益財団法人 川崎市身体障害者協会 代表者：理事長 中込 義昌 住所：川崎市川崎区大島1-8-6                      電話：044-244-3975
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課（内線：33812）

## 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>運営にあたっては、民間ならではの柔軟な発想による取組が取り入れられている。利用主体が障害者である施設のため、効率性を重視する業務運営に終始することはできないが、利用者のニーズに応えた運営を行うことにより、利用者の確保につながる等、一定の成果が見られた。</p> <p>よって、市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたと言える。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>（当初の事業目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 誰もが安心して施設を利用できるよう、充実したサービスを図る。</li> <li>2. 地域における施設の理解を進め、地域住民との相互理解を深めると共に、地域福祉の促進を図る。</li> <li>3. 作業室のより一層の充実を図る。</li> </ol> <p>はじめに、目標1については、会館を利用する団体やボランティアサークル等の郵送物の気付受取の協力、活動周知など情報発信に関する支援を積極的に行っている。また、手すり設置や段差の改修、会館内 LAN 敷設工事等、施設の利便性及び安全性向上のための備品の購入・施設の修繕を適宜進めている。</p> <p>次に、目標2については、講習会の内容、開催時期、広報手段等を工夫しながら開催し、地域住民への福祉の普及啓発に努めている。また、地域住民との交流事業である「中身館フェスティバル」は、子ども達の来場も多く、地域に定着しつつある。</p> <p>最後に、目標3については、生活介護、就労継続支援B型ともに安定した在籍者数を保ち、適切な個別支援が可能となるようモニタリング等も導入しているほか、相談支援センターと連携を図りながら、利用者の生活実態と年齢に合わせた生活支援に取り組み、利用者の継続通所に向けた支援がなされている。</p> <p>よって、当初の事業目的を達成することができたと言える。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>昭和63年に開所した施設であり、老朽化が進んでいるが、設備の定期点検をはじめ、修繕の必要な箇所は所管課と連携して適宜工事を実施しており、適切に施設を維持・管理している。また、日常的な事故防止への対応が整っており、防災訓練の実施による緊急時の体制も構築されているほか、送迎車を運転する職員に施設送迎運転講習会を受講させている。</p> <p>よって、特に安全・安心の面で問題はなかったと言える。</p>

4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・公式ウェブサイトのさらなる充実のため、社会福祉講座など市民からの関心が高い情報は常に最新のものを提供できるよう、適宜ウェブサイトの整備を図ること。
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																														
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>所管課は、指定管理者から年度ごと及び四半期ごとに提出される事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、実地調査やヒアリング等による管理運営状況の実施状況調査を行った。</p> <p>また、市内に4か所ある身体障害者福祉会館の館長と障害福祉課担当者が同席のもと隔月で会議を開催し、各施設の状況を適宜確認することにより公平性を確保した。</p> <p>その他、管理運営上の問題発生時の指導、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議を行うなど、適切なマネジメントを行った。</p>																														
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズを反映した事業実施により、利用者数も比較的安定しており、市民に対して安定したサービス提供が図られているものと考ええる。</li> </ul> <p>会館利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会館利用者数 (延人数)</td> <td>25,901名</td> <td>24,672名</td> <td>22,823名</td> <td>24,199名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業室においては、市内4か所の身体障害者福祉会館の中で唯一「生活介護」と「就労継続B型」を展開している。</li> <li>・利用者は障害の重度化・高齢化が進んでおり、平成26年度からは、看護師の配置時間を増やすことにより看護師2名のうち1名が毎日常駐できる体制を作り、利用者への歩行訓練、ストレッチ、口腔体操などの支援を行っている。</li> <li>・また、新規自主製品の作成、レクリエーション活動、作業室利用者の各種サービス利用に関する専門的な相談への対応など、サービス向上への取組みがなされている。</li> </ul> <p>作業室（生活介護）在籍者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (定員15名)</td> <td>16名</td> <td>16名</td> <td>16名</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業室（就労継続B型）在籍者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (定員10名)</td> <td>11名</td> <td>9名</td> <td>9名</td> <td>9名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経費の節減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度を導入する平成17年度以前から、業務を民間へ委託している。</li> <li>・指定管理者の努力もあって、第2期指定管理委託料は第1期と比較し41%減と、大幅な節減効果があった。</li> </ul> <p>第1期指定管理委託料（平成22年度） 34,728,000円 第2期指定期間委託料（平成27年度） 20,583,432円（41%減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間における平均の決算額は、20,329,670円となっている。</li> <li>・平成26年度は施設の修繕箇所が多く、支出額が収入額を上回ったものの、作業室を含めれば全体として良好な収支状況であった。事務費、事業費の経費縮減を図っており、他の施設の実績を考慮すると、指定管理期間を通じて妥当であると考ええる。</li> </ul>		H23	H24	H25	H26	会館利用者数 (延人数)	25,901名	24,672名	22,823名	24,199名		H23	H24	H25	H26	利用者数 (定員15名)	16名	16名	16名	18名		H23	H24	H25	H26	利用者数 (定員10名)	11名	9名	9名	9名
	H23	H24	H25	H26																												
会館利用者数 (延人数)	25,901名	24,672名	22,823名	24,199名																												
	H23	H24	H25	H26																												
利用者数 (定員15名)	16名	16名	16名	18名																												
	H23	H24	H25	H26																												
利用者数 (定員10名)	11名	9名	9名	9名																												
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館から27年が経過し、設備の経年劣化が進行していることから、必要な修繕費用を計上することが必要である。</li> </ul>																														
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>多様化する住民ニーズに、限られた予算の中で、施設の設置目的に沿うサービスを効率的・効果的に行うためには、事業の必要な知識・技術・専門性及び様々なネットワークを有する事業者による運営が望ましく、指定管理者制度を引き続き活用することが妥当であると考ええる。</p>																														

#### 4. 今後の事業運営方針について

当該施設は、指定管理者制度を導入する以前より、業務を民間へ委託してきた経緯がある。平成18年度より指定管理者制度が導入されてからは、仕様書等で求めた、障害者の自立更生に向けた援助、福祉に係る地域活動の促進が図られ、地域福祉活動を進めるためのボランティアの育成と援助、障害者の社会参加が進められたほか、利用者のニーズに応えた運営を行うことにより、より市民サービスの向上に繋がる運営ができた。

今後についても、各種講座や交流事業を実施することによる身近な文化活動の場として更に運営を充実させていくとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、ボランティアの育成や団体活動への支援など、地域の福祉ニーズを拾い上げるための手段、地域の福祉に関心のある人に魅力的な情報を発信できるための手段を広く検討し、さらなる会館の利用率向上につなげていくことが望ましい。

指定管理者の創意工夫・努力により、更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが適当であると考えられる。